

## サービス付き高齢者向け住宅事業者協会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、サービス付き高齢者向け住宅事業者協会（以下「本協会」という）という。略称は「サ住協」とする。

#### (事務所)

第2条 本協会の事務所を 東京都品川区東品川4丁目12番8号品川シーサイドイーストタワー3Fに置く。

#### (目的)

第3条 本協会はサービス付き高齢者向け住宅利用者の権利を守るとともに、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの品質を高め、高齢者のよりよい生活に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅市場への認知活動
- (2) 行政への対応
- (3) サービス付き高齢者向け住宅事業の研究・研修
- (4) サービス付き高齢者向け住宅のケアの研究
- (5) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営実態調査
- (6) 会員に対する相談窓口の設置
- (7) 協会サイトの設置・運営

### 第2章 会員

#### (会員)

第5条 本協会の会員は、次の3種とする。

##### 正会員

- 1 サービス付き高齢者向け住宅を営む法人及び個人で、この協会の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有するもの

##### 準会員

- 2 サービス付き高齢者向け住宅を運営していない法人及び個人で、この協会の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有しないもの

##### 賛助会員

- 3 この協会の目的に賛同して入会し、その事業を援助する団体または個人で、総会における議決権を有しないもの

(入会等)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。本協会の主旨に合致すれば入会を認めるものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

2 会員が倫理綱領に反する行為など、会員としてふさわしくない行為をおこなった場合、理事会はこの会員に対して退会させることができる。

### 第3章 役員及び機構

(役員)

第9条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内の副会長を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会の理事及び監事が兼ねる。

2 会長及び副会長は、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会の会長及び副会長が兼ねる。

(役員職務)

第11条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

- 2 会長は、事務局の組織と運営に責任を負うとともに、第4条の事業の執行を行う。
- 3 監事は、会長が行う事業報告・会計報告を監査し、その適否について会員に報告する。
- 4 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第13条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の事務局員を置く。
- 3 事務局員は会長が任命する。

## 第4章 総会

### (総会の機能)

第14条 総会は、本協会の運営に関する重要事項を議決する。

### (総会の開催)

第15条 定期総会は、毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に召集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、会長が招集する。

### (総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

### (総会の定足数及び、議決)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、特別の定めのある場合のほかは、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (書面評決等)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における、前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

## 第5章 理事会

### (理事会の機能)

第19条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (理事会の開催)

第20条 定期理事会は、4回、会長が招集する。

2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上の請求があったときに、会長が招集する。

### (理事会の議長)

第21条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (理事会の定足数及び議決)

第22条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 資産および事業計画

### (資産の管理)

第23条 事業に伴う会費収入等の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を得て会長が別に定める。

### (事業計画及び収支予算)

第24条 本協会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

### (事業報告及び収支決算)

第25条 本協会の事業報告及び収支決算等は、毎事業年度ごとに会長が事業報告および収支決算書を作成し監事の監査を経て、その年度の終了後3カ月以内に理事会の議決を得なければならない。

### (会計年度)

第26条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更

### (会則の変更)

第27条 この会則は、理事会の議決において、出席会員の3分の2以上の議決によらなければ変更することができない。

## 第8章 支部

### (支部)

第28条 本協会は、支部を置くことができる。

2 支部は、各都道府県に、1つまで設立することができる。

3 支部は、本協会の会員をもって組織し、運営は各支部で定められた規約によるものとする。

### (支部設立)

第29条 支部設立は、理事会に設立趣意書を届出し、承認を得なければならない。

2 支部は、3名以上の本協会の会員（以下「本会員」という）から構成されることとする。

3 支部が設立された都道府県においては、その都道府県に所在する本会員は、支部会員とする。

(名称の使用)

第30条 支部は事前に協会の名称を使用する場合、あらかじめ事前に本協会に文書等で承認を得なければならない。

---

## 会費規定

(会費)

第1条 協会の会費は、次のとおりとする。

会員	年額	20,000円、
準会員	年額	20,000円、
賛助会員	年額	120,000円

(会費の納入)

第2条 新規入会者は入会時に年額会費を一括前納しなければならない。継続入会者は会費の納入は年1回とし、当該年度が始まるまでに一括前納しなければならない。退会者には会費を返納しない。

2 正会員において、10月以降の入会については、会費の納入は半額とする。ただし、準会員・賛助会員はこの限りではない。

---